

## 様式第一号

新	旧
<p>記載要領</p> <p>1～10 (略)</p> <p>11 <u>0</u> <u>9</u>「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。また、「支配人の氏名」の欄は、申請者が個人の場合において、<u>支配人があるときは、その者の氏名を記載すること。</u></p> <p>12 <u>1</u> <u>0</u>「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。 <u>「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。</u></p> <p>13 (略)</p> <p>14 <u>1</u> <u>2</u>のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば<u>0 3 - 5 2 5 3 - 8 1 1 1</u> <u>□</u>のように左詰めで記入すること。</p> <p>15 (略)</p> <p>16 <u>1</u> <u>5</u>「許可換えの区分」の欄並びに<u>1</u> <u>6</u>「旧許可番号」及び「旧許可年月日」の欄は、現在許可を受けている行政庁以外の行政庁に対し新規に許可を申請する場合にのみ記入すること。 「旧許可番号」の欄の「大臣 知事 コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。 また、「旧許可番号」及び「旧許可年月日」の欄は、例えば<u>0 0 1 2 3 4</u>又は<u>0 1</u>月<u>0 1</u>日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。 なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。</p> <p>17 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。</p>	<p>記載要領</p> <p>1～10 (略)</p> <p>11 <u>0</u> <u>9</u>「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。</p> <p>12 <u>1</u> <u>0</u>「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。</p> <p>13 (略)</p> <p>14 <u>1</u> <u>2</u>のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば<u>0 3 - 5 2 5 3 - 8 1 1 1</u>のように記入すること。</p> <p>15 (略)</p> <p>16 <u>1</u> <u>5</u>「許可換えの区分」の欄並びに<u>1</u> <u>6</u>「旧許可番号」及び「旧許可年月日」の欄は、現在許可を受けている行政庁以外の行政庁に対し新規に許可を申請する場合にのみ記入すること。 「旧許可番号」の欄の「大臣 知事 コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について<u>建設業法施行規則別表（一）</u>の分類に従い、該当するコードを記入すること。 また、「旧許可番号」及び「旧許可年月日」の欄は、例えば<u>0 0 1 2 3 4</u>又は<u>0 1</u>月<u>0 1</u>日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。 なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。</p> <p>17 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を<u>記入</u>すること。</p>

別紙二（1）

新	旧																														
<p>記載要領</p> <p>1 太線の枠内には記入しないこと。</p> <p>2 <input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/>で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように左詰めで記入すること。</p> <p>3 <input type="checkbox"/>8<input type="checkbox"/>3及び<input type="checkbox"/>8<input type="checkbox"/>8「営業しようとする建設業」の欄は、営業しようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。</p> <table border="1" data-bbox="85 454 1093 896"> <tr> <td>土木工事業（土）</td> <td>鋼構造物工事業（鋼）</td> <td>熱絶縁工事業（絶）</td> </tr> <tr> <td>建築工事業（建）</td> <td>鉄筋工事業（筋）</td> <td>電気通信工事業（通）</td> </tr> <tr> <td>大工工事業（大）</td> <td>ほ装工事業（ほ）</td> <td>造園工事業（園）</td> </tr> <tr> <td>左官工事業（左）</td> <td>しゅんせつ工事業（しゅ）</td> <td>さく井工事業（井）</td> </tr> <tr> <td>とび・土工工事業（と）</td> <td>板金工事業（板）</td> <td>建具工事業（具）</td> </tr> <tr> <td>石工事業（石）</td> <td>ガラス工事業（ガ）</td> <td>水道施設工事業（水）</td> </tr> <tr> <td>屋根工事業（屋）</td> <td>塗装工事業（塗）</td> <td>消防施設工事業（消）</td> </tr> <tr> <td>電気工事業（電）</td> <td>防水工事業（防）</td> <td>清掃施設工事業（清）</td> </tr> <tr> <td>管工事業（管）</td> <td>内装仕上工事業（内）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>タイル・れんが・ブロック工事業（タ）</td> <td>機械器具設置工事業（機）</td> <td></td> </tr> </table> <p>「変更前」の欄は、既に営業している建設業がある場合は同様の要領により記入すること。</p> <p>4 <input type="checkbox"/>8<input type="checkbox"/>5「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、従たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。 「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ従たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。</p> <p>5 <input type="checkbox"/>8<input type="checkbox"/>6「従たる営業所の所在地」の欄は、4により記入した市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば震が関2-1-13のように記入すること。</p> <p>6 <input type="checkbox"/>8<input type="checkbox"/>7のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば03-5253-8111のように左詰めで記入すること。</p>	土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）	建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）	大工工事業（大）	ほ装工事業（ほ）	造園工事業（園）	左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）	とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）	石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）	屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）	電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）	管工事業（管）	内装仕上工事業（内）		タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）		<p>（新設）</p>
土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）																													
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）																													
大工工事業（大）	ほ装工事業（ほ）	造園工事業（園）																													
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）																													
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）																													
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）																													
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）																													
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）																													
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）																														
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）																														

## 様式第七号

新	旧
1 (略)	1 (略)
<p>2 (1)の証明者は、被証明者に使用者がいる場合にはその使用者(法人の場合は当該法人の代表者、個人の場合は当該個人)とすること。また、証明者が建設業者である場合には、当該建設業者に係る許可番号、許可年月日及び許可を受けた建設業の種類を「備考」の欄に記載すること。</p> <p>ただし、これらの者の証明を得ることができない正当な理由がある場合には、「備考」の欄にその理由を記載して、この証明書に記載された事実を証し得る他の者を証明者とすることができる。この場合にあつては、その証明者の氏名及び役職を記載すること。</p> <p>なお、既に提出した証明書の記載内容と同一の内容を証明しようとするときは、証明者の欄の記載を省略することができる。</p>	<p>2 (1)の証明者は、被証明者に使用者がいる場合にはその使用者、被証明者に使用者がいない場合には被証明者と同等以上の役職にある者又はあつた者とすること。</p> <p>ただし、これらの者の証明を得ることができない正当な理由がある場合には、「備考」の欄にその理由を記載して、この証明書に記入された事実を証し得る他の者を証明者とすることができる。この場合にあつては、その証明者の氏名及び役職を記載すること。</p>
3・4 (略)	3・4 (略)
<p>5 ①⑦「申請又は届出の区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。</p> <p>「1. 新規」・・・・・・・・・・ 許可を受けようとする行政庁に対し、初めて経営業務の管理責任者としての証明を行う場合</p> <p>「2. 変更」・・・・・・・・・・ 現在証明されている経営業務の管理責任者に変更があつた場合</p> <p>「3. 経営業務の管理責任者の追加」・・・ 現在証明されている経営業務の管理責任者に加えて新たな者を経営業務の管理責任者として証明する場合</p> <p>「4. 経営業務の管理責任者の更新等」・・・ 経営業務の管理責任者について、現在証明されている者のままとする場合</p> <p>また、「1. 新規」、「3. 経営業務の管理責任者の追加」又は「4. 経営業務の管理責任者の更新等」に該当する場合は◎【新規・変更後・経営業務の管理責任者の追加・経営業務の管理責任者の更新等】の欄に記入し、「2. 変更」に該当する場合は◎【新規・変更後・経営業務の管理責任者の追加・経営業務の管理責任者の更新等】の欄及び◎【変更前】の欄の両方に記入すること。</p>	<p>5 ①⑦「申請の区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。</p> <p>「1. 新規」・・・・・・・・・・ 許可を受けようとする行政庁に対し、初めて経営業務の管理責任者としての証明を行う場合</p> <p>「2. 変更」・・・・・・・・・・ 現在証明されている経営業務の管理責任者に変更があつた場合</p> <p>「3. 追加」・・・・・・・・・・ 現在証明されている経営業務の管理責任者に加えて新たな者を経営業務の管理責任者として証明する場合</p> <p>「4. 更新その他」・・・・・・・・・・ 経営業務の管理責任者について、現在証明されている者のままとする場合</p> <p>また、「1. 新規」、「3. 追加」又は「4. 更新その他」に該当する場合は◎【新規・変更後・追加・更新その他】の欄に記入し、「2. 変更」に該当する場合は◎【新規・変更後・追加・更新その他】の欄及び◎【変更前】の欄の両方に記入すること。</p>
<p>6 「変更又は追加の年月日」の欄は、5により①⑦の「申請又は届出の区分」の欄に「2」又は「3」を記入した場合に、変更又は追加をした年月日を記載すること。</p>	<p>6 「変更又は追加の年月日」の欄は、5により①⑦の「申請の区分」の欄に「2」又は「3」を記入した場合に、変更又は追加をした年月日を記入すること。</p>
7 ①⑧「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、5により①⑦の「申請	7 ①⑧「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、5により①⑦の「申請

## 様式第七号

新	旧
<p>又は届出の区分」の欄に「2」、「3」又は「4」を記入した場合に、申請又は届出時に受けている許可について記入すること。</p> <p>「許可番号」の欄の「大臣 知事」コードの欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。</p> <p>また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば0 0 1 2 3 4又は0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。</p> <p>なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。</p> <p>8・9 （略）</p>	<p>の区分」の欄に「2」、「3」又は「4」を記入した場合に、申請時に受けている許可について記入すること。</p> <p>「許可番号」の欄の「大臣 知事」コードの欄は、現在許可を受けている行政庁について建設業法施行規則別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。</p> <p>また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば0 0 1 2 3 4又は0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。</p> <p>なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。</p> <p>8・9 （略）</p>

建設業法施行規則新旧対照表

様式第八号（1）

新	旧
<p>1 この証明書は、次の（1）から（5）までの場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。</p> <p>（1） ①現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可を申請する場合                  ②現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可を申請する場合                  ③一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合                  ④一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可を申請する場合</p> <p>この場合、「（1）」を○で囲み、「申請者 届出者」の「届出者」を消すとともに、<b>6</b> <b>1</b>「区分」の欄に「1」を記入すること。</p> <p>（2） 許可を受けている建設業について現在証明されている者が専任の技術者となつている建設業の種類又はその者の有資格区分に変更があつた場合</p> <p>この場合、「（1）」を○で囲み、「申請者 届出者」の「申請者」を消すとともに、<b>6</b> <b>1</b>「区分」の欄に「2」を記入すること。</p> <p>（3） 許可を受けている建設業について現在証明されている専任の技術者に加えて、又はその者に代えて新たな者を専任の技術者として証明する場合</p> <p>この場合、「（1）」を○で囲み、「申請者 届出者」の「申請者」を消すとともに、<b>6</b> <b>1</b>「区分」の欄に「3」を記入すること。</p> <p>（4） 許可を受けている建設業について現在証明されている専任の技術者がこの証明書の提出を行う建設業者の専任の技術者でなくなつた場合（その者がこれまで専任の技術者となつていた建設業について、新たに専任の技術者となる者があり、当該新たに専任の技術者となる者を上記（2）又は（3）に該当する者として同時に届け出る場合に限る。）</p> <p>この場合、「（2）」を○で囲み、「申請者 届出者」の「申請者」を消すとともに、<b>6</b> <b>1</b>「区分」の欄に「4」を記入すること。</p>	<p>1 この証明書は、次の（1）から（5）までの場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。</p> <p>（1） ①現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可を申請する場合                  ②現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可を申請する場合                  ③一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合                  ④一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可を申請する場合</p> <p>この場合、「（1）」を○で囲み、「申請者 届出者」の「届出者」を消すとともに、<b>6</b> <b>1</b>「区分」の欄の□に「1」を記入すること。</p> <p>（2） 許可を受けている建設業について現在証明されている者が専任の技術者となつている建設業の種類又はその者の有資格区分に変更があつた場合</p> <p>この場合、「（1）」を○で囲み、「申請者 届出者」の「申請者」を消すとともに、<b>6</b> <b>1</b>「区分」の欄の□に「2」を記入すること。</p> <p>（3） 許可を受けている建設業について現在証明されている専任の技術者に加えて、又はその者に代えて新たな者を専任の技術者として証明する場合</p> <p>この場合、「（1）」を○で囲み、「申請者 届出者」の「申請者」を消すとともに、<b>6</b> <b>1</b>「区分」の欄の□に「3」を記入すること。</p> <p>（4） 許可を受けている建設業について現在証明されている専任の技術者がこの証明書の提出を行う建設業者の専任の技術者でなくなつた場合（その者がこれまで専任の技術者となつていた建設業について、新たに専任の技術者となる者があり、当該新たに専任の技術者となる者を上記（2）又は（3）に該当する者として同時に届け出る場合に限る。）</p> <p>この場合、「（2）」を○で囲み、「申請者 届出者」の「申請者」を消すとともに、<b>6</b> <b>1</b>「区分」の欄の□に「4」を記入すること。</p>

建設業法施行規則新旧対照表

様式第八号（1）

新	旧
<p>なお、許可を受けている一部の業種の廃業若しくは営業所の廃止に伴い既に証明された専任の技術者を削除する場合又は法第7条第2号若しくは法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった場合には、届出書（別記様式第22号の3）を用いて届け出ること。</p> <p>(5) 許可を受けている建設業について現在証明されている専任の技術者が置かれる営業所のみに変更あつた場合</p> <p>この場合、「(1)」を○で囲み、「申請者 届出者」の「申請者」を消すとともに、<b>6</b> <b>1</b>「区分」の欄に「5」を記入すること。</p> <p>なお、婚姻等により氏名の変更があつた場合は、変更後の氏名につき上記(3)に該当するものとして、変更前の氏名につき上記(4)に該当するものとみなして、それぞれ作成し、提出すること。</p> <p>2 「<u>建設業法第7条第2号</u>」、<u>建設業法第15条第2号</u>」、 「地方整備局長 北海道開発局長 知事」、 「国土交通大臣 及び 一般特」については、不要のものを消すこと。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 <b>6</b> <b>2</b>「許可番号」の欄の「大臣 コード 知事」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。</p> <p>また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば<b>0</b> <b>0</b> <b>1</b> <b>2</b> <b>3</b> <b>4</b>又は<b>0</b> <b>1</b>月<b>0</b> <b>1</b>日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。</p> <p>なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 <b>6</b> <b>4</b>「今後担当する建設工事の種類」の欄は、<b>6</b> <b>1</b>「区分」の欄に「4」を記入した場合を除き、建設業許可申請書（別記様式第一号）別紙二（1）「営業所一覧表（新規許可等）」の「営業しようとする建設業」の欄に記入した建設業のうち、証明しようとする技術者が今後専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、次の分類に従い、該当する数字を次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。</p> <p>・一般建設業の場合 「1」・・・・・・法第7条第2号イ該当</p>	<p>なお、許可を受けている一部の業種の廃業若しくは営業所の廃止に伴い既に証明された専任の技術者を削除する場合又は法第7条第2号若しくは法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった場合には、届出書（別記様式第22号の3）を用いて届け出ること。</p> <p>(5) 許可を受けている建設業について現在証明されている専任の技術者が置かれる営業所のみに変更あつた場合</p> <p>この場合、「(1)」を○で囲み、「申請者 届出者」の「申請者」を消すとともに、<b>6</b> <b>1</b>「区分」の欄の□に「5」を記入すること。</p> <p>なお、婚姻等により氏名の変更があつた場合は、変更後の氏名につき上記(3)に該当するものとして、変更前の氏名につき上記(4)に該当するものとみなして、それぞれ作成し、提出すること。</p> <p>2 「<u>法第7条第2号</u>」、<u>法第15条第2号</u>」、 「地方整備局長 北海道開発局長 知事」、 「国土交通大臣 及び 知事」 「一般特」については、不要のものを消すこと。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 <b>6</b> <b>2</b>「許可番号」の欄の「大臣 コード 知事」の欄は、現在許可を受けている行政庁について建設業法施行規則別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。</p> <p>また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば<b>0</b> <b>0</b> <b>1</b> <b>2</b> <b>3</b> <b>4</b>又は<b>0</b> <b>1</b>月<b>0</b> <b>1</b>日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。</p> <p>なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 <b>6</b> <b>4</b>「今後担当する建設工事の種類」の欄は、<b>6</b> <b>1</b>「区分」の欄に「4」を記入した場合を除き、建設業許可申請書（別記様式第一号）別表の「営業所」の欄の「営業しようとする建設業」に記載した建設業のうち、証明しようとする技術者が今後専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、次の分類に従い、該当する数字を次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。</p> <p>・一般建設業の場合 「1」・・・・・・法第7条第2号イ該当</p>

建設業法施行規則新旧対照表

様式第八号（1）

新			旧		
「4」・・・・・・法第7条第2号ロ該当 「7」・・・・・・法第7条第2号ハ該当 ・特定建設業の場合 「2」・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当 「3」・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上） 「5」・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当 「6」・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上） 「8」・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当 「9」・・・・・・法第15条第2号イ該当			「4」・・・・・・法第7条第2号ロ該当 「7」・・・・・・法第7条第2号ハ該当 ・特定建設業の場合 「2」・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当 「3」・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上） 「5」・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当 「6」・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上） 「8」・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当 「9」・・・・・・法第15条第2号イ該当		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
また、「現在担当している建設工事の種類」の欄は、 <b>6</b> <b>1</b> 「区分」の欄に「1」、「2」、「4」又は「5」を記入した場合（記載要領1（1）①に該当する場合を除く。）に、現在証明されている専任の技術者についてこれまで専任の技術者となっていた建設業に係る建設工事すべてを、同様の要領により記入すること。			また、「現在担当している建設工事の種類」の欄は、 <b>6</b> <b>1</b> 「区分」の欄に「1」、「2」、「4」又は「5」を記入した場合（記載要領1（1）①に該当する場合を除く。）に、現在証明されている専任の技術者についてこれまで専任の技術者となっていた建設業に係る建設工事すべてを、同様の要領により記入すること。		
8 <b>6</b> <b>5</b> 「有資格区分」の欄は、証明しようとする技術者が専任の技術者として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを記入すること。			8 <b>6</b> <b>5</b> 「有資格区分」の欄は、証明しようとする技術者が専任の技術者として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について建設業法施行規則別表（二）の分類に従い、該当するコードを記入すること。		
9 (略)			9 (略)		
10 「営業所の名称（旧所属）」の欄は、現在証明されている専任の技術者である場合に限り、この証明書の提出前に所属していた営業所の名称を記載し、「営業所の名称（新所属）」の欄は、この証明書の提出後に、専任の技術者として所属する営業所の名称を記載すること。			10 「営業所の名称（旧所属）」の欄は、現在証明されている専任の技術者である場合に限り、この証明書の提出前に所属していた営業所の名称を記入し、「営業所の名称（新所属）」の欄は、この証明書の提出後に、専任の技術者として所属する営業所の名称を記入すること。		

建設業法施行規則新旧対照表

様式第八号（2）

新	旧						
<p>1 (略)</p> <p>2 「<u>建設業法第7条第2号</u>」及び「<u>建設業法第15条第2号</u>」及び「<u>地方整備局長 北海道開発局長 知事</u>」について</p> <p>は、不要のものを消すこと。</p> <p>3 「建設工事の種類」の欄は、建設業許可申請書（別記様式第一号）別紙二（2）「<u>営業所一覧表（更新）</u>」の「<u>営業しようとする建設業</u>」の欄に記載した建設業のうち、証明しようとする技術者が今後専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土-9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とを-（ハイフン）で結んで記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般建設業の場合</li> <li>「1」・・・・・・法第7条第2号イ該当</li> <li>「4」・・・・・・法第7条第2号ロ該当</li> <li>「7」・・・・・・法第7条第2号ハ該当</li> <li>・特定建設業の場合</li> <li>「2」・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当</li> <li>「3」・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）</li> <li>「5」・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当</li> <li>「6」・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）</li> <li>「8」・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当</li> <li>「9」・・・・・・法第15条第2号イ該当</li> </ul>	<p>1 (略)</p> <p>2 「<u>法第7条第2号</u>」及び「<u>法第15条第2号</u>」及び「<u>地方整備局長 北海道開発局長 知事</u>」については、不要のものを消すこと。</p> <p>3 「建設工事の種類」の欄は、建設業許可申請書（別記様式第一号）別表の「<u>営業所</u>」の欄の「<u>営業しようとする建設業</u>」の欄に記載した建設業のうち、証明しようとする技術者が今後専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土-9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とを-（ハイフン）で結んで記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般建設業の場合</li> <li>「1」・・・・・・法第7条第2号イ該当</li> <li>「4」・・・・・・法第7条第2号ロ該当</li> <li>「7」・・・・・・法第7条第2号ハ該当</li> <li>・特定建設業の場合</li> <li>「2」・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当</li> <li>「3」・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）</li> <li>「5」・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当</li> <li>「6」・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）</li> <li>「8」・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当</li> <li>「9」・・・・・・法第15条第2号イ該当</li> </ul>						
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">(略)</td> <td style="width: 33%;">(略)</td> <td style="width: 33%;">(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">(略)</td> <td style="width: 33%;">(略)</td> <td style="width: 33%;">(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)					
<p>4 「有資格区分」の欄は、証明しようとする技術者が専任の技術者として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを<u>記入</u>すること。</p>	<p>4 「有資格区分」の欄は、証明しようとする技術者が専任の技術者として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について<u>建設業法施行規則別表（二）</u>の分類に従い、該当するコードを<u>記載</u>すること。</p>						



建設業法施行規則新旧対照表

様式第十一号の二

新	旧
<p>1 この一覧表は、営業所に置く専任の技術者を除き、許可を受けようとする建設業又は許可を受けている建設業の種類にかかわらず、法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イ、ロ若しくはハに該当する者（以下「国家資格者等・監理技術者」という。）について、次の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。</p> <p>ただし、法第15条第2号ロに該当する者及び同号ハに該当（同号ロと同等以上）する者の記入は、特定建設業の許可を受けようとする者又は特定建設業の許可を受けている者に限り行うこと。</p> <p>(1) ①現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可を申請する場合                  ②現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可を申請する場合</p> <p>この場合、「(1)」を○で囲み、「申請者 届出者」の「届出者」を消すとともに、<b>7</b> <b>1</b>「区分」の欄に「1」を記入し、国家資格者等・監理技術者全員について作成すること。</p> <p>(2) 一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合</p> <p>この場合、「(1)」を○で囲み、「申請者 届出者」の「届出者」を消すとともに、<b>7</b> <b>1</b>「区分」の欄に「2」を記入し、既に提出している国家資格者等・監理技術者一覧表（以下「既提出の一覧表」という。）に記入された技術者以外の国家資格者等・監理技術者（法第7条第2号ハに該当する者として既提出の一覧表に記入された技術者が法第15条第2号ロに該当する者であるときは、その者を含む。）について作成すること。</p> <p>(3) 既提出の一覧表に記入された技術者の有資格区分に変更があつた場合（法第7条第2号ハに該当する者として既提出の一覧表に記入された技術者が法第15条第2号ロに該当する者となつた場合を含む。）又は法第15条第2号ロに該当する者として既提出の一覧表に記入された技術者が当該一覧表記入の建設工事の種類に加えて新たな建設工事の種類について同号ロの指導監督的な実務の経験を有することとなつた場合</p> <p>この場合、「(2)」を○で囲み、「申請者 届出者」の「申請者」を消すとともに、<b>7</b> <b>1</b>「区分」の欄に「3」を記入し、当該変更のあつた</p>	<p>1 この一覧表は、営業所に置く専任の技術者を除き、許可を受けようとする建設業又は許可を受けている建設業の種類にかかわらず、法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イ、ロ若しくはハに該当する者（以下「国家資格者等・監理技術者」という。）について、次の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。</p> <p>ただし、法第15条第2号ロに該当する者及び同号ハに該当（同号ロと同等以上）する者の記入は、特定建設業の許可を受けようとする者又は特定建設業の許可を受けている者に限り行うこと。</p> <p>(1) ①現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可を申請する場合                  ②現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可を申請する場合</p> <p>この場合、「(1)」を○で囲み、「申請者 届出者」の「届出者」を消すとともに、<b>7</b> <b>1</b>「区分」の欄の□に「1」を記入し、国家資格者等・監理技術者全員について作成すること。</p> <p>(2) 一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合</p> <p>この場合、「(1)」を○で囲み、「申請者 届出者」の「届出者」を消すとともに、<b>7</b> <b>1</b>「区分」の欄の□に「2」を記入し、既に提出している国家資格者等・監理技術者一覧表（以下「既提出の一覧表」という。）に記入された技術者以外の国家資格者等・監理技術者（法第7条第2号ハに該当する者として既提出の一覧表に記入された技術者が法第15条第2号ロに該当する者であるときは、その者を含む。）について作成すること。</p> <p>(3) 既提出の一覧表に記入された技術者の有資格区分に変更があつた場合（法第7条第2号ハに該当する者として既提出の一覧表に記入された技術者が法第15条第2号ロに該当する者となつた場合を含む。）又は法第15条第2号ロに該当する者として既提出の一覧表に記入された技術者が当該一覧表記入の建設工事の種類に加えて新たな建設工事の種類について同号ロの指導監督的な実務の経験を有することとなつた場合</p> <p>この場合、「(2)」を○で囲み、「申請者 届出者」の「申請者」を消すとともに、<b>7</b> <b>1</b>「区分」の欄の□に「3」を記入し、当該変更のあ</p>

建設業法施行規則新旧対照表

様式第十一号の二

新	旧
<p>国家資格者等・監理技術者について作成すること。</p> <p>(4) (2)の場合を除き、既提出の一覧表に記入された技術者に加えて新たに国家資格者等・監理技術者を追加する場合                      この場合、「(2)」を○で囲み、「申請者」の「申請者」を消すと同時に、<b>7 1</b>「区分」の欄に「4」を記入し、新たに追加する国家資格者等・監理技術者について作成すること。</p> <p>(5) 既提出の一覧表に記入された技術者がこの一覧表の提出を行う建設業者の国家資格者等・監理技術者でなくなった場合                      この場合、「(2)」を○で囲み、「申請者」の「申請者」を消すと同時に、<b>7 1</b>「区分」の欄に「5」を記入し、当該国家資格者等・監理技術者でなくなった者について作成すること。                      なお、婚姻等により氏名の変更があつた場合は、変更後の氏名につき上記(4)に該当するものとして、変更前の氏名につき上記(5)に該当するものとみなして、それぞれ作成し、提出すること。</p>	<p>つた国家資格者等・監理技術者について作成すること。</p> <p>(4) (2)の場合を除き、既提出の一覧表に記入された技術者に加えて新たに国家資格者等・監理技術者を追加する場合                      この場合、「(2)」を○で囲み、「申請者」の「申請者」を消すと同時に、<b>7 1</b>「区分」の欄の□に「4」を記入し、新たに追加する国家資格者等・監理技術者について作成すること。</p> <p>(5) 既提出の一覧表に記入された技術者がこの一覧表の提出を行う建設業者の国家資格者等・監理技術者でなくなった場合                      この場合、「(2)」を○で囲み、「申請者」の「申請者」を消すと同時に、<b>7 1</b>「区分」の欄の□に「5」を記入し、当該国家資格者等・監理技術者でなくなった者について作成すること。                      なお、婚姻等により氏名の変更があつた場合は、変更後の氏名につき上記(4)に該当するものとして、変更前の氏名につき上記(5)に該当するものとみなして、それぞれ作成し、提出すること。</p>
<p>2～4 (略)</p>	<p>2～4 (略)</p>
<p>5 <b>7 2</b>「許可番号」の欄の「大臣 知事 コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表(一)の分類に従い、該当するコードを記入すること。                      また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば<b>0 0 1 2 3 4</b>又は<b>0 1</b>月<b>0 1</b>日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。                      なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。</p>	<p>5 <b>7 2</b>「許可番号」の欄の「大臣 知事 コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について建設業法施行規則別表(一)の分類に従い、該当するコードを記入すること。                      また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば<b>0 0 1 2 3 4</b>又は<b>0 1</b>月<b>0 1</b>日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。                      なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。</p>
<p>6 (略)</p>	<p>6 (略)</p>
<p>7 <b>7 4</b>「今後担当できる建設工事の種類(建設業法第15条第2号ロ又はハ関係)」の欄は、<b>7 1</b>「区分」の欄に「5」を記入した場合を除き、特定建設業の許可を受けようとする者又は受けている者で法第15条第2号ロ又はハに該当する技術者がいる場合に、当該技術者が同号ロの指導監督的な実務の経験を有する建設業に係る建設工事又は同号ハにより認定を受けた建設業に係る建設工事について、次の分類に従い、該当する数字を次の表の( )内に示された略号のカラムに記入すること。                      「2」・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当                      「3」・・・・・・法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上)</p>	<p>7 <b>7 4</b>「今後担当する建設工事の種類」の欄は、<b>7 1</b>「区分」の欄に「5」を記入した場合を除き、特定建設業の許可を受けようとする者又は受けている者で法第15条第2号ロ又はハに該当する技術者がいる場合に、当該技術者が同号ロの指導監督的な実務の経験を有する建設業に係る建設工事又は同号ハにより認定を受けた建設業に係る建設工事について、次の分類に従い、該当する数字を次の表の( )内に示された略号のカラムに記入すること。                      「2」・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当                      「3」・・・・・・法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上)</p>

建設業法施行規則新旧対照表

様式第十一号の二

新			旧		
「5」・・・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当 「6」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上） 「8」・・・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当			「5」・・・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当 「6」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上） 「8」・・・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>また、「既提出の一覧表における建設工事の種類」の欄は、<b>7</b> <b>1</b>「区分」の欄に「3」を記入した場合に限り、既提出の一覧表の「<u>今後担当できる建設工事の種類（建設業法第15条第2号ロ又はハ関係）</u>」の欄に記入した数字を同様の要領により記入すること。</p> <p>8 <b>7</b> <b>5</b>「有資格区分」の欄は、この一覧表に記入された技術者が該当する法第7条第2号及び法第15条第2の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを記入すること。</p>			<p>(表略)</p> <p>また、「既提出の一覧表における建設工事の種類」の欄は、<b>7</b> <b>1</b>「区分」の欄の□に「3」を記入した場合に限り、既提出の一覧表の「<u>今後担当する建設工事の種類</u>」の欄に記入した数字を同様の要領により記入すること。</p> <p>8 <b>7</b> <b>5</b>「有資格区分」の欄は、この一覧表に記入された技術者が該当する法第7条第2号及び法第15条第2の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について<u>建設業法施行規則別表（二）</u>の分類に従い、該当するコードを記入すること。</p>		

## 建設業法施行規則新旧対照表

## 様式第十七号の二

新	旧
<p>記載要領</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 記載すべき金額は、注9を除き千円単位を<u>もって</u>表示すること。 ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社に<u>あつては</u>、百万円単位を<u>もって</u>表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 注に掲げる事項の記載に<u>当たつては</u>、以下の要領に<u>従つて</u>記載する。</p> <p>注1 事業年度の末日において財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他会社が将来に<u>わたつて</u>事業が継続するとの前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合、当該事象又は状況が存在する旨及びその内容、重要な疑義の存在の有無、当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画、当該重要な疑義の影響の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表への反映の有無を記載する。</p> <p>注2 会計処理の原則又は手続きを変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表に与えている影響の内容を、表示方法を変更したときは、その内容を追加して記載する。重要性の乏しい変更は、記載を要しない。 (5) 税抜方式及び税込方式のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に<u>当たつて</u>採用したものを記載する。ただし、経営状況分析申請書又は経営規模等評価申請書に添付する場合には、税抜方式を採用すること。</p> <p>注3～注6 (略)</p> <p>注7 ファイナンス・リース取引（リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、リース物件（当該リース契約により使用する物件をいう。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴つて生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。）の借主である株式会社が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を<u>行つていない</u>重要な固定資産について、定性的に記載する。 「重要な固定資産」とは、リース資産全体に重要性があり、かつ、リース資産の中に基幹設備が含まれている場合の当該基幹設備をいう。リース資産全体の重要性の判断基準は、当期支払リース料の当期</p>	<p>記載要領</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 記載すべき金額は、注9を除き千円単位を<u>もって</u>表示すること。 ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社に<u>あつては</u>、百万円単位を<u>もって</u>表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 注に掲げる事項の記載に<u>あつては</u>、以下の要領に<u>従つて</u>記載する。</p> <p>注1 事業年度の末日において財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他会社が将来に<u>わたつて</u>事業が継続するとの前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合、当該事象又は状況が存在する旨及びその内容、重要な疑義の存在の有無、当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画、当該重要な疑義の影響の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表への反映の有無を記載する。</p> <p>注2 会計処理の原則又は手続きを変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表に与えている影響の内容を、表示方法を変更したときは、その内容を追加して記載する。重要性の乏しい変更は、記載を要しない。 (5) 税抜方式及び税込方式のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に<u>当たつて</u>採用したものを記載する。ただし、経営状況分析申請書又は経営規模等評価申請書に添付する場合には、税抜方式を採用すること。</p> <p>注3～注6 (略)</p> <p>注7 ファイナンス・リース取引（リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、リース物件（当該リース契約により使用する物件をいう。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴つて生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。）の借主である株式会社が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を<u>行つていない</u>重要な固定資産について、定性的に記載する。 「重要な固定資産」とは、リース資産全体に重要性があり、かつ、リース資産の中に基幹設備が含まれている場合の当該基幹設備をいう。リース資産全体の重要性の判断基準は、当期支払リース料の当期</p>

建設業法施行規則新旧対照表

様式第十七号の二

新	旧
<p>支払リース料と当期減価償却費との合計に対する割合についておおむね1割程度とする。</p> <p>ただし、資産の部に計上するものは、この限りでない。</p> <p>注8 「関連当事者」とは、会社計算規則(平成18年法務省令第13号)第140条第4項に定める者をいい、記載に<u>当たっては</u>、関連当事者ごとに記載する。重要性の乏しい取引については記載を要しない。</p> <p>(1) 関連当事者との取引のうち以下の取引は記載を要しない。</p> <p>① 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引</p> <p>② 取締役、執行役、会計参与又は監査役に対する報酬等の給付</p> <p>③ その他、当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な取引を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な取引</p> <p>注11・注12(略)</p>	<p>支払リース料と当期減価償却費との合計に対する割合についておおむね1割程度とする。</p> <p>ただし、資産の部に計上するものは、この限りでない。</p> <p>注8 「関連当事者」とは、会社計算規則第140条第4項に定める者をいい、記載に<u>あたっては</u>、関連当事者ごとに記載する。重要性の乏しい取引については記載を要しない。</p> <p>(1) 関連当事者との取引のうち以下の取引は記載を要しない。</p> <p>① 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引</p> <p>② 取締役、執行役、会計参与又は監査役に対する報酬等の給付</p> <p>③ その他、当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な取引を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な取引</p> <p>注11・注12(略)</p>

建設業法施行規則新旧対照表

様式第十七号の三

新	旧
<p>記載要領                      第1 (略)                      第2 個別事項                          1～3 (略)                      4 <u>関係会社貸付金明細表</u>                          (1) (略)                          (2) 関係会社貸付金は貸借対照表の勘定科目ごとに区別して記載し、親会社、子会社、関連会社及び<u>その他の関係会社</u>について各々の合計額を記載すること。                          (3)・(4) (略)                      5～10 (略)</p>	<p>記載要領                      第1 (略)                      第2 個別事項                          1～3 (略)                      4 <u>関係会社貸付明細表</u>                          (1) (略)                          (2) 関係会社貸付金は貸借対照表の勘定科目ごとに区別して記載し、親会社、子会社、関連会社及び<u>その他の関連会社</u>について各々の合計額を記載すること。                          (3)・(4) (略)                      5～10 (略)</p>

## 様式第二十二号の二

新	旧
<p>記載要領</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 <u>3</u> <u>6</u>「許可番号」の欄の「<u>大臣</u> <u>知事</u> コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表(一)の分類に従い、該当するコードを記入すること。</p> <p>また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば<u>0</u> <u>0</u> <u>1</u> <u>2</u> <u>3</u> <u>4</u>又は<u>0</u> <u>1</u>月<u>0</u> <u>1</u>日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。</p> <p>なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。</p> <p>6・7 (略)</p> <p>8 届出の内容が、<u>主たる営業所若しくは従たる営業所において営業しようとする建設業又は従たる営業所の名称若しくは所在地に係る変更、従たる営業所の新設若しくは廃止以外の場合には、第二面の提出を要しない。</u></p> <p>9～12 (略)</p> <p>13 <u>4</u> <u>1</u>「主たる営業所の所在地市区町村コード」及び<u>8</u> <u>5</u>「<u>従たる営業所の所在地市区町村コード</u>」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック(総務省編「全国地方公共団体コード」)により、営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。</p> <p>「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。</p> <p>14 <u>4</u> <u>2</u>「主たる営業所の所在地」及び<u>8</u> <u>6</u>「<u>従たる営業所の所在地</u>」の欄は、13により記入した市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－(ハイフン)を用いて、例えば<u>霞</u> <u>が</u> <u>関</u> <u>2</u> <u>－</u> <u>1</u> <u>－</u> <u>1</u> <u>3</u> <u>□</u>のように記入すること。</p> <p>15 <u>4</u> <u>3</u>及び<u>8</u> <u>7</u>のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－(ハイフン)で区切り、例えば<u>0</u> <u>3</u> <u>－</u> <u>5</u> <u>2</u> <u>5</u> <u>3</u> <u>－</u> <u>8</u> <u>1</u> <u>1</u> <u>1</u> <u>□</u>のように左詰めで記入すること。</p> <p>16 (略)</p> <p>17 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。</p> <p>18 <u>8</u> <u>1</u>「区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。</p> <p>「2. 営業しようとする建設業又は従たる営業所の所在地の変更」・・・</p>	<p>記載要領</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 <u>3</u> <u>6</u>「許可番号」の欄の「<u>大臣</u> <u>知事</u> コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について<u>建設業法施行規則</u>別表(一)の分類に従い、該当するコードを記入すること。</p> <p>また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば<u>0</u> <u>0</u> <u>1</u> <u>2</u> <u>3</u> <u>4</u>又は<u>0</u> <u>1</u>月<u>0</u> <u>1</u>日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。</p> <p>なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。</p> <p>6・7 (略)</p> <p>8 届出の内容が<u>(2) についての変更の場合には、この届出書のほかに建設業許可申請書(別記様式第一号)別表に掲げる「営業所」の欄に従い、変更後の一覧表を添付すること。</u></p> <p>9～12 (略)</p> <p>13 <u>4</u> <u>1</u>「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック(総務省編「全国地方公共団体コード」)により、<u>主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。</u></p> <p>14 <u>4</u> <u>2</u>「主たる営業所の所在地」の欄は、13により記入した市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－(ハイフン)を用いて、例えば<u>霞</u> <u>が</u> <u>関</u> <u>2</u> <u>－</u> <u>1</u> <u>－</u> <u>1</u> <u>3</u> <u>□</u>のように記入すること。</p> <p>15 <u>4</u> <u>3</u>のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－(ハイフン)で区切り、例えば<u>0</u> <u>3</u> <u>－</u> <u>5</u> <u>2</u> <u>5</u> <u>3</u> <u>－</u> <u>8</u> <u>1</u> <u>1</u> <u>1</u> <u>□</u>のように記入すること。</p> <p>16 (略)</p>

建設業法施行規則新旧対照表

様式第二十二号の二

新	旧																														
<p>既に許可を受けて営む建設業の種類を変更する場合及び従たる営業所の所在地を変更する場合</p> <p>「3. 従たる営業所の新設」・・・新たに従たる営業所を追加する場合</p> <p>「4. 従たる営業所の廃止」・・・従たる営業所を廃止する場合</p> <p>なお、従たる営業所の名称を変更する場合には、「3. 従たる営業所の新設」により変更後の名称で当該営業所を追加するとともに、「4. 従たる営業所の廃止」により変更前の名称の当該営業所を廃止すること。</p> <p>19 <u>8</u> <u>3</u>及び<u>8</u> <u>8</u>「営業しようとする建設業」の欄は、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。</p> <table border="1" data-bbox="85 566 1093 1005"> <tr> <td>土木工事業（土）</td> <td>鋼構造物工事業（鋼）</td> <td>熱絶縁工事業（絶）</td> </tr> <tr> <td>建築工事業（建）</td> <td>鉄筋工事業（筋）</td> <td>電気通信工事業（通）</td> </tr> <tr> <td>大工工事業（大）</td> <td>ほ装工事業（ほ）</td> <td>造園工事業（園）</td> </tr> <tr> <td>左官工事業（左）</td> <td>しゆんせつ工事業（しゆ）</td> <td>さく井工事業（井）</td> </tr> <tr> <td>とび・土工工事業（と）</td> <td>板金工事業（板）</td> <td>建具工事業（具）</td> </tr> <tr> <td>石工事業（石）</td> <td>ガラス工事業（ガ）</td> <td>水道施設工事業（水）</td> </tr> <tr> <td>屋根工事業（屋）</td> <td>塗装工事業（塗）</td> <td>消防施設工事業（消）</td> </tr> <tr> <td>電気工事業（電）</td> <td>防水工事業（防）</td> <td>清掃施設工事業（清）</td> </tr> <tr> <td>管工事業（管）</td> <td>内装仕上工事業（内）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>タイル・れんが・ブロック工事業（タ）</td> <td>機械器具設置工事業（機）</td> <td></td> </tr> </table>	土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）	建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）	大工工事業（大）	ほ装工事業（ほ）	造園工事業（園）	左官工事業（左）	しゆんせつ工事業（しゆ）	さく井工事業（井）	とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）	石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）	屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）	電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）	管工事業（管）	内装仕上工事業（内）		タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）		
土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）																													
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）																													
大工工事業（大）	ほ装工事業（ほ）	造園工事業（園）																													
左官工事業（左）	しゆんせつ工事業（しゆ）	さく井工事業（井）																													
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）																													
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）																													
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）																													
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）																													
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）																														
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）																														
<p>20 <u>届出の内容が従たる営業所の所在地、電話番号、営業しようとする建設業の変更の場合においては、</u><u>8</u> <u>4</u>「従たる営業所の名称」の欄に変更のある営業所の名称を記入するとともに、「内容」欄の変更する項目に変更後の内容を記入すること。</p>																															



建設業法施行規則新旧対照表

様式第二十二号の三

新	旧
<p>記載要領</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="1"/> 「許可番号」の欄の「大臣 知事 コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。</p> <p>また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば<input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="4"/>又は<input type="text" value="0"/> <input type="text" value="1"/>月<input type="text" value="0"/> <input type="text" value="1"/>日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。</p> <p>なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。</p> <p>6・7 (略)</p>	<p>記載要領</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="1"/> 「許可番号」の欄の「大臣 知事 コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について建設業法施行規則別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。</p> <p>また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば<input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="4"/>又は<input type="text" value="0"/> <input type="text" value="1"/>月<input type="text" value="0"/> <input type="text" value="1"/>日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。</p> <p>なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。</p> <p>6・7 (略)</p>

建設業法施行規則新旧対照表

様式第二十二号の四

新	旧
<p>記載要領</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="5"/> 「許可番号」の欄の「大臣 知事 コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。</p> <p>また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば<input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="4"/>又は<input type="text" value="0"/> <input type="text" value="1"/>月<input type="text" value="0"/> <input type="text" value="1"/>日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。</p> <p>なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。</p> <p>6～9 (略)</p>	<p>記載要領</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="5"/> 「許可番号」の欄の「大臣 知事 コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について建設業法施行規則別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。</p> <p>また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば<input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="4"/>又は<input type="text" value="0"/> <input type="text" value="1"/>月<input type="text" value="0"/> <input type="text" value="1"/>日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。</p> <p>なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。</p> <p>6～9 (略)</p>

建設業法施行規則新旧対照表

様式第二十五号の四

新	旧																								
<p>記載要領</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 「住所」の欄は、都道府県コードとそれに続く住所を記入すること。「都道府県コード」のカラムには、別表(三)の分類に従い該当するコードを記入し、また、都道府県名に続く郡市区町村名・街区符号・住居番号等については、「丁目」「番」及び「号」をそれぞれー(ハイフン)を用いて、例えば、<b>霞が関2-1-3</b>□□□のように左詰めで記入すること。</p> <p>「電話番号」のカラムには、市外局番、局番及び番号をそれぞれー(ハイフン)で区切り、例えば<b>06-942-1141</b>□□のように左詰めで記入すること。</p> <p>9 (略)</p> <p>10 「監理技術者資格」の欄における「区分」のカラムには、資格者証に記載しようとする監理技術者資格について別表(二)の分類に従い該当するコードを記入すること。ただし、当該資格が法第15条第2号ロに該当することである場合には<b>05</b>と記入すること。</p> <p>「番号」のカラムには、当該資格が法第27条第1項の規定による一級の技術検定の合格である場合には技術検定合格証明書の番号を、<u>建築士法(昭和25年法律第202号)</u>に基づく一級の建築士である場合には建築士登録番号を、<u>技術士法(昭和58年法律第25号)</u>に基づく第二次試験の合格である場合には第二次試験合格証番号を、法第15条第2号ロに該当することである場合には同号口の指導監督的な実務の経験の基礎となる建設工事の種類に応じ下表の番号を、法第15条第2号ハに基づく国土交通大臣の認定である場合には認定番号を、それぞれ対応するカラムに例えば□□□□□□□<b>12</b>のように右詰めで記入すること。</p>	<p>記載要領</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 「住所」の欄は、都道府県コードとそれに続く住所を記入すること。「都道府県コード」のカラムには、別表(三)の分類に従い該当するコードを記入し、また、都道府県名に続く郡市区町村名・街区符号・住居番号等については、「丁目」「番」及び「号」をそれぞれー(ハイフン)を用いて、例えば、<b>霞が関2-1-3</b>□□□のように左詰めで記入すること。</p> <p>「電話番号」のカラムには、市外局番、局番及び番号をそれぞれー(ハイフン)で区切り、例えば<b>06-942-1141</b>□□のように左詰めで記入すること。</p> <p>9 (略)</p> <p>10 「監理技術者資格」の欄における「区分」のカラムには、資格者証に記載しようとする監理技術者資格について別表(二)の分類に従い該当するコードを記入すること。ただし、当該資格が法第15条第2号ロに該当することである場合には<b>05</b>と記入すること。</p> <p>「番号」のカラムには、当該資格が法第27条第1項の規定による一級の技術検定の合格である場合には技術検定合格証明書の番号を、<u>建築士法</u>に基づく一級の建築士である場合には建築士登録番号を、<u>技術士法</u>に基づく第二次試験の合格である場合には第二次試験合格証番号を、法第15条第2号ロに該当することである場合には同号口の指導監督的な実務の経験の基礎となる建設工事の種類に応じ下表の番号を、法第15条第2号ハに基づく国土交通大臣の認定である場合には認定番号を、それぞれ対応するカラムに例えば□□□□□□□<b>12</b>のように右詰めで記入すること。</p>																								
<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																				

新	旧																								
<p>記載要領</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 「住所」に変更があつた場合は、「住所」「郵便番号」「電話番号」のすべてのカラムに変更後の内容を記入すること。その際、「住所」のカラムには、都道府県コードとそれに続く住所を記入すること。「都道府県コード」のカラムには、別表(三)の分類に従い該当するコードを記入し、また、都道府県名に続く郡市区町村名・街区符号・住居番号等については、「丁目」「番」及び「号」をそれぞれ－(ハイフン)を用いて、例えば、<b>霞が関2-1-3</b>□□□のように左詰めで記入すること。</p> <p>「電話番号」のカラムには、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－(ハイフン)で区切り、例えば<b>06-942-1141</b>□□のように左詰めで記入すること。</p> <p>9 (略)</p> <p>10 「監理技術者資格」の欄は、既に交付を受けている資格者証に記載されている監理技術者資格を有しなくなつた場合についてのみ記入すること。その際、「区分」のカラムには、資格者証から記載を削除しようとする監理技術者資格について別表(二)の分類に従い該当するコードを記入すること。ただし、当該資格が法第15条第2号ロに該当することである場合には<b>05</b>と記入すること。</p> <p>「番号」のカラムには、資格者証から記載を削除しようとする当該資格が法第27条第1項の規定による一級の技術検定の合格である場合には技術検定合格証明書の番号を、建築士法(昭和25年法律第202号)に基づく一級の建築士である場合には建築士登録番号を、技術士法(昭和58年法律第25号)に基づく第二次試験の合格である場合には第二次試験合格証番号を、法第15条第2号ロに該当することである場合には同号ロの指導監督的な実務の経験の基礎となる建設工事の種類に応じ下表の番号を、法第15条第2号ハに基づく国土交通大臣の認定である場合には認定番号を、それぞれ対応するカラムに例えば□□□□□□□<b>12</b>のように右詰めで記入すること。</p> <table border="1" data-bbox="62 1244 1093 1396"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>記載要領</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 「住所」に変更があつた場合は、「住所」「郵便番号」「電話番号」のすべてのカラムに変更後の内容を記入すること。その際、「住所」のカラムには、都道府県コードとそれに続く住所を記入すること。「都道府県コード」のカラムには、別表(三)の分類に従い該当するコードを記入し、また都道府県名に続く郡市区町村名・街区符号・住居番号等については、「丁目」「番」及び「号」をそれぞれ－(ハイフン)を用いて、例えば、<b>霞が関2-1-3</b>□□□のように左詰めで記入すること。</p> <p>「電話番号」のカラムには、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－(ハイフン)で区切り、例えば<b>06-942-1141</b>□□のように左詰めで記入すること。</p> <p>9 (略)</p> <p>10 「監理技術者資格」の欄は、既に交付を受けている資格者証に記載されている監理技術者資格を有しなくなつた場合についてのみ記入すること。その際、「区分」のカラムには、資格者証から記載を削除しようとする監理技術者資格について別表(二)の分類に従い該当するコードを記入すること。ただし、当該資格が法第15条第2号ロに該当することである場合には<b>05</b>と記入すること。</p> <p>「番号」のカラムには、資格者証から記載を削除しようとする当該資格が法第27条第1項の規定による一級の技術検定の合格である場合には技術検定合格証明書の番号を、建築士法に基づく一級の建築士である場合には建築士登録番号を、技術士法に基づく第二次試験の合格である場合には第二次試験合格証番号を、法第15条第2号ロに該当することである場合には同号ロの指導監督的な実務の経験の基礎となる建設工事の種類に応じ下表の番号を、法第15条第2号ハに基づく国土交通大臣の認定である場合には認定番号を、それぞれ対応するカラムに例えば□□□□□□□<b>12</b>のように右詰めで記入すること。</p> <table border="1" data-bbox="1137 1244 2154 1396"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																				

建設業法施行規則新旧対照表

様式第二十五号の八

新	旧												
<p>記載要領</p> <p>1 「申請者」の欄は、この申請書により経営状況分析を受けようとする建設業者（以下「申請者」という。）の他に申請書又は第19条の4第1項各号に掲げる添付書類を作成した者（財務書類を調製した者等を含む。以下同じ。）がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。</p> <p>2 太枠（備考欄）の枠内には記載しないこと。</p> <p>3 「申請年月日」の欄は、登録経営状況分析機関に申請書を提出する年月日を記載すること。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 「申請時の許可番号」の欄の「大臣知事コード」は、申請時に許可を受けている行政庁について別表（1）の分類に従い、該当するコードを記入すること。</p> <p>「許可番号」及び「許可年月日」は、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可を受けた年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記載すること。</p> <p>6 「前回の申請時の許可番号」の欄は、前回の申請時の許可番号と申請時の許可番号が異なっている場合についてのみ記載すること。</p> <p>7 「審査基準日」の欄は、審査の申請をしようとする日の直前の事業年度の終了の日（別表（2）の分類のいずれかに該当する場合で直前の事業年度の終了の日以外の日を審査基準日として定めるときは、その日）を記載すること。</p> <p>8 「審査対象事業年度」の欄の「至平成 年 月 日」は審査基準日等を、「自平成 年 月 日」は審査基準日の1年前の日の翌日等を次の表の例により記載すること。</p> <p>また、「処理の区分」の①は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。</p> <table border="1" data-bbox="62 1241 1079 1465"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>記載要領</p> <p>1 「申請者」の欄は、この申請書により経営状況分析を受けようとする建設業者（以下「申請者」という。）の他に申請書又は建設業法施行規則第19条の4第1項各号に掲げる添付書類を作成した者（財務書類を調製した者等を含む。以下同じ。）がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。</p> <p>2 太枠（備考欄）の枠内には記入しないこと。</p> <p>3 「申請年月日」の欄は、登録経営状況分析機関に申請書を提出する年月日を記入すること。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 「申請時の許可番号」の欄の「大臣知事コード」は、申請時に許可を受けている行政庁について別表（1）の分類に従い、該当するコードを記入すること。</p> <p>「許可番号」及び「許可年月日」は、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可を受けた年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。</p> <p>6 「前回の申請時の許可番号」の欄は、前回の申請時の許可番号と申請時の許可番号が異なっている場合についてのみ記入すること。</p> <p>7 「審査基準日」の欄は、審査の申請をしようとする日の直前の事業年度の終了の日（別表（2）の分類のいずれかに該当する場合で直前の事業年度の終了の日以外の日を審査基準日として定めるときは、その日）を記入すること。</p> <p>8 「審査対象事業年度」の欄の「至平成 年 月 日」は審査基準日等を、「自平成 年 月 日」は審査基準日の1年前の日の翌日等を次の表の例により記入すること。</p> <p>また、「処理の区分」の①は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。</p> <table border="1" data-bbox="1137 1241 2154 1465"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)												
(略)	(略)												
(略)	(略)												
(略)	(略)												
(略)	(略)												
(略)	(略)												

建設業法施行規則新旧対照表

様式第二十五号の八

新		旧																													
(略)	(略)	(略)	(略)																												
(略)	(略)	(略)	(略)																												
(略)	(略)	(略)	(略)																												
<p>また、「処理の区分」の②は、別表（２）の分類のいずれかに該当する場合は、同表の分類に従い、該当するコードを記入すること。</p> <p>9 「審査対象事業年度の前審査対象事業年度」の欄は、「審査対象事業年度」の欄の「自平成 年 月 日」に<u>記載</u>した日の直前の審査対象事業年度の期間及び処理の区分を８の例により<u>記載</u>すること。</p> <p>10 「審査対象事業年度の前々審査対象事業年度」の欄は、「審査対象事業年度の前審査対象事業年度」の欄の「自平成 年 月 日」に<u>記載</u>した日の直前の審査対象事業年度の期間及び処理の区分を８の例により<u>記載</u>すること。</p> <p>11・12 (略)</p> <p>13 「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで<u>記載</u>すること。</p> <p>14 「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いて、<u>記載</u>すること。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> </table>		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>また、「処理の区分」の②は、別表（２）の分類のいずれかに該当する場合は、同表の分類に従い、該当するコードを記入すること。</p> <p>9 「審査対象事業年度の前審査対象事業年度」の欄は、「審査対象事業年度」の欄の「自平成 年 月 日」に<u>記入</u>した日の直前の審査対象事業年度の期間及び処理の区分を８の例により<u>記入</u>すること。</p> <p>10 「審査対象事業年度の前々審査対象事業年度」の欄は、「審査対象事業年度の前審査対象事業年度」の欄の「自平成 年 月 日」に<u>記入</u>した日の直前の審査対象事業年度の期間及び処理の区分を８の例により<u>記入</u>すること。</p> <p>11・12 (略)</p> <p>13 「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで<u>記入</u>すること。</p> <p>14 「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いて、<u>記入</u>すること。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> </table>		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)																														
(略)	(略)																														
(略)	(略)																														
(略)	(略)																														
(略)	(略)																														
(略)	(略)																														
(略)	(略)																														
(略)	(略)																														
(略)	(略)																														
(略)	(略)																														
(略)	(略)																														
(略)	(略)																														
(略)	(略)																														
(略)	(略)																														

建設業法施行規則新旧対照表

新	旧								
<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)								
(略)	(略)								
(略)	(略)								
(略)	(略)								
<p>15 「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで<u>記載</u>すること。</p> <p>16 「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を<u>記載</u>すること。</p> <p>17 「主たる営業所の所在地」の欄は、都道府県、市区町村、町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、<u>記載</u>すること。</p> <p>18 「主たる営業所の電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、<u>記載</u>すること。</p> <p>19 「当期減価償却実施額」の欄は、「単独決算又は連結決算の別」の欄に「1」と記入した者は、審査対象事業年度に係る減価償却実施額（未成工事支出金に係る減価償却費、販売費及び一般管理費に係る減価償却費、完成工事原価に係る減価償却費、兼業事業売上原価に係る減価償却費その他減価償却費として費用を計上した額をいう。以下同じ。）を<u>記載</u>すること。「2」と記入した者は、<u>記載を要しない</u>。  <u>記載すべき金額</u>は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。                      ただし、会社法第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。この場合、単位は千円とし、百万円未満は「0」を<u>記載</u>すること。</p> <p>20 「前期減価償却実施額」の欄は、審査対象事業年度の前審査対象事業年度に係る減価償却実施額を19の例により<u>記載</u>すること。                      ただし、「前回の申請の有無」の欄に「1」と記入し、かつ、前回の「当期減価償却実施額」の欄の内容に変更がないものについては、<u>記載を省略</u>できる。</p> <p>21 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に対応できる者の氏名、電話番号等を<u>記載</u>すること。                      別表(1)・別表(2) (略)</p>	<p>15 「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで<u>記入</u>すること。</p> <p>16 「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を<u>記入</u>すること。</p> <p>17 「主たる営業所の所在地」の欄は、都道府県、市区町村、町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、<u>記入</u>すること。</p> <p>18 「主たる営業所の電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、<u>記入</u>すること。</p> <p>19 「当期減価償却実施額」の欄は、「単独決算又は連結決算の別」の欄に「1」と記入した者は、審査対象事業年度に係る減価償却実施額（未成工事支出金に係る減価償却費、販売費及び一般管理費に係る減価償却費、完成工事原価に係る減価償却費、兼業事業売上原価に係る減価償却費その他減価償却費として費用を計上した額をいう。以下同じ。）を<u>記入</u>すること。「2」と記入した者は、<u>記入を要しない</u>。  <u>記入すべき金額</u>は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。                      ただし、会社法<u>（平成17年法律第86号）</u>第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。この場合、単位は千円とし、百万円未満は「0」を<u>記入</u>すること。</p> <p>20 「前期減価償却実施額」の欄は、審査対象事業年度の前審査対象事業年度に係る減価償却実施額を19の例により<u>記入</u>すること。                      ただし、「前回の申請の有無」の欄に「1」と記入し、かつ、前回の「当期減価償却実施額」の欄の内容に変更がないものについては、<u>記入を省略</u>できる。</p> <p>21 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に対応できる者の氏名、電話番号等を<u>記入</u>すること。                      別表(1)・別表(2) (略)</p>								

## 建設業法施行規則新旧対照表

様式第二十五号の十一

新	旧
<p>記載要領</p> <p>1 (略)</p> <p>2 「申請者」の欄は、この申請書により経営規模等評価の申請、経営規模等評価の再審査の申立又は総合評定値の請求をしようとする建設業者（以下「申請者」という。）の他に申請書又は第19条の4第1項各号に掲げる添付書類を作成した者（財務書類を調製した者等を含む。以下同じ。）がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。</p> <p>3～20 (略)</p> <p>21 <u>1</u> <u>8</u> 「利益額（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度における利益額及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度の利益額の平均の額を記入すること。また、表内のコラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における営業利益の額及び減価償却実施額をそれぞれ記入すること。</p> <p>記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。</p> <p>ただし、会社法第2条第6号に規定する大会社にあつては百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「利益額（2期平均）」を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。</p> <p>22・23 (略)</p> <p>24 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を<u>記載</u>すること。</p> <p>別表(1)・別表(2) (略)</p>	<p>記載要領</p> <p>1 (略)</p> <p>2 「申請者」の欄は、この申請書により経営規模等評価の申請、経営規模等評価の再審査の申立又は総合評定値の請求をしようとする建設業者（以下「申請者」という。）の他に申請書又は<u>建設業法施行規則第19条</u>の4第1項各号に掲げる添付書類を作成した者（財務書類を調製した者等を含む。以下同じ。）がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。</p> <p>3～20 (略)</p> <p>21 <u>1</u> <u>8</u> 「利益額（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度における利益額及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度の利益額の平均の額を記入すること。また、表内のコラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における営業利益の額及び減価償却実施額をそれぞれ記入すること。</p> <p>記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。</p> <p>ただし、会社法<u>（平成17年法律第86号）</u>第2条第6号に規定する大会社にあつては百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「利益額（2期平均）」を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。</p> <p>22・23 (略)</p> <p>24 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を<u>記入</u>すること。</p> <p>別表(1)・別表(2) (略)</p>



新	旧																								
<p>記載要領</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 <b>③</b> <b>②</b>「業種コード」の欄は、次のコード表により該当する工事の種類に応じ、該当するコードをカラムに記入すること。</p> <p>なお、「土木一式工事」について記入した場合においてはその次の「業種コード」の欄は「プレストレストコンクリート工事」のコード「011」を記入し、「完成工事高」の欄には「土木一式工事」の完成工事高のうち「プレストレストコンクリート工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「0」を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄には「土木一式工事」の元請完成工事高のうち「プレストレストコンクリート工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「0」を記入すること。同様に、「とび・土工・コンクリート工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「法面処理工事」のコード「051」を記入し、「鋼構造物工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「鋼橋上部工事」のコード「111」を記入し、それぞれの工事に係る完成工事高及び元請完成工事高を記入すること。</p> <p>「完成工事高」の欄は、<b>③</b> <b>①</b>で記入した各審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄においても同様に、各審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。</p> <p>ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度について申請する場合にあつては、完成工事高においては審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「完成工事高計算表」に<u>直前2年の審査対象事業年度ごとに完成工事高を記載すること</u>。同様に、元請完成工事においても審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の元請完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「元請完成工事高計算表」に<u>直前2年の審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記載すること</u>。</p> <table border="1" data-bbox="62 1209 1093 1356"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>5～8 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>記載要領</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 <b>③</b> <b>②</b>「業種コード」の欄は、次のコード表により該当する工事の種類に応じ、該当するコードをカラムに記入すること。</p> <p>なお、「土木一式工事」について記入した場合においてはその次の「業種コード」の欄は「プレストレストコンクリート工事」のコード「011」を記入し、「完成工事高」の欄には「土木一式工事」の完成工事高のうち「プレストレストコンクリート工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「0」を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄には「土木一式工事」の元請完成工事高のうち「プレストレストコンクリート工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「0」を記入すること。同様に、「とび・土工・コンクリート工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「法面処理工事」のコード「051」を記入し、「鋼構造物工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「鋼橋上部工事」のコード「111」を記入し、それぞれの工事に係る完成工事高及び元請完成工事高を記入すること。</p> <p>「完成工事高」の欄は、<b>③</b> <b>①</b>で記入した各審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄においても同様に、各審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。</p> <p>ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度について申請する場合にあつては、完成工事高においては審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「完成工事高計算表」に<u>直前2年の審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入すること</u>。同様に、元請完成工事においても審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の元請完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「元請完成工事高計算表」に<u>直前2年の審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること</u>。</p> <table border="1" data-bbox="1137 1209 2168 1356"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>5～8 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																				

建設業法施行規則新旧対照表

別紙二

新	旧
<p>記載要領</p> <p>1～5（略）</p> <p>6 「講習受講」の欄は、<u>法</u>第15条第2号イに該当する者が、法第27条の18第1項の規定により管理技術者資格者証の交付を受けている場合であつて、法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。</p> <p>7 「監理技術者資格者証交付番号」の欄は、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている者についてその交付番号を<u>記載</u>すること。</p>	<p>記載要領</p> <p>1～5（略）</p> <p>6 「講習受講」の欄は、<u>建設業法</u>第15条第2号イに該当する者が、法第27条の18第1項の規定により管理技術者資格者証の交付を受けている場合であつて、法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。</p> <p>7 「監理技術者資格者証交付番号」の欄は、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている者についてその交付番号を<u>記入</u>すること。</p>

建設業法施行規則新旧対照表

別紙三

新	旧
<p>記載要領</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 「退職一時金制度もしくは企業年金制度導入の有無」の欄は、審査基準日において、次のいずれかに該当する場合は「1」を、いずれにも該当しない場合は「2」を記入すること。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されていること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 法人税法(昭和40年法律第34号)に規定する適格退職年金の契約が締結されていること。</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>6・7 (略)</p> <p>8 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 「防災協定の締結の有無」の欄は、審査基準日において、国、特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項に規定する特殊法人等)又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。</p> <p>9～13 (略)</p>	<p>記載要領</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 「退職一時金制度もしくは企業年金制度導入の有無」の欄は、審査基準日において、次のいずれかに該当する場合は「1」を、いずれにも該当しない場合は「2」を記入すること。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 所得税法施行令に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されていること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 法人税法に規定する適格退職年金の契約が締結されていること。</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>6・7 (略)</p> <p>8 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 「防災協定の締結の有無」の欄は、審査基準日において、国、特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定する特殊法人等)又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。</p> <p>9～13 (略)</p>

## 建設業法施行規則新旧対照表

## 様式第二十五号の十四

新	旧
<p>記載要領</p> <p>1 「結果通知日」の欄は、申請者に対して経営状況分析の結果を通知した日を<u>記載</u>すること。</p> <p>2 「申請者名」の欄は、経営状況分析の結果を通知した建設業者の商号又は名称を、「許可番号」の欄は当該建設業者に係る許可番号を<u>記載</u>すること。</p> <p>3 「審査基準日」の欄は、経営状況分析の申請があつた日の直前の事業年度の終了の日（別記様式第25号の記載要領の別表(2)の各欄のいずれかに該当する場合で直前の事業年度の終了の日以外の日を審査基準日として定めるときは、その日）を<u>記載</u>すること。</p> <p>4 「法人又は個人の別」の欄は、別記様式第25号の8の「法人又は個人の別」の欄に応じて、「法人」又は「個人」と<u>記載</u>すること。</p> <p>5 「単独決算又は連結決算の別」の欄は、経営状況分析に用いた財務諸表に応じて、「単独決算」又は「連結決算」と<u>記載</u>すること。</p> <p>6 「特記事項」の欄は、別記様式第25号の8の記載要領の別表(2)の各欄のいずれかに該当する場合においては、「合併時経審」等、その旨を記載すること。</p> <p>7 「経営状況」の欄は、申請者に対して通知した経営状況分析の結果に係る数値を<u>記載</u>すること。</p> <p>8 「勘定科目等」の欄は、審査対象事業年度、審査対象事業年度の前審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前々審査対象事業年度について、経営状況分析の結果の算出に用いた勘定科目等に係る金額のうち、左欄に掲げる項目に係るものを<u>記載</u>すること。ただし、「単独決算又は連結決算の別」の欄に「連結決算」と<u>記載</u>した場合は、項目にアスタリスクを表示しているものについてのみ<u>記載</u>すること。</p>	<p>記載要領</p> <p>1 「結果通知日」の欄は、申請者に対して経営状況分析の結果を通知した日を<u>記入</u>すること。</p> <p>2 「申請者名」の欄は、経営状況分析の結果を通知した建設業者の商号又は名称を、「許可番号」の欄は当該建設業者に係る許可番号を<u>記入</u>すること。</p> <p>3 「審査基準日」の欄は、経営状況分析の申請があつた日の直前の事業年度の終了の日（別記様式第25号の8の記載要領の別表(2)の各欄のいずれかに該当する場合で直前の事業年度の終了の日以外の日を審査基準日として定めるときは、その日）を<u>記入</u>すること。</p> <p>4 「法人又は個人の別」の欄は、別記様式第25号の8の「法人又は個人の別」の欄に応じて、「法人」又は「個人」と<u>記入</u>すること。</p> <p>5 「単独決算又は連結決算の別」の欄は、経営状況分析に用いた財務諸表に応じて、「単独決算」又は「連結決算」と<u>記入</u>すること。</p> <p>6 「特記事項」の欄は、別記様式第25号の8の記載要領の別表(2)の各欄のいずれかに該当する場合においては、「合併時経審」等、その旨を<u>記入</u>すること。</p> <p>7 「経営状況」の欄は、申請者に対して通知した経営状況分析の結果に係る数値を<u>記入</u>すること。</p> <p>8 「勘定科目等」の欄は、審査対象事業年度、審査対象事業年度の前審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前々審査対象事業年度について、経営状況分析の結果の算出に用いた勘定科目等に係る金額のうち、左欄に掲げる項目に係るものを<u>記入</u>すること。ただし、「単独決算又は連結決算の別」の欄に「連結決算」と<u>記入</u>した場合は、項目にアスタリスクを表示しているものについてのみ<u>記入</u>すること。</p>